

川内北キャンパス構内自動車入構許可申請手続きについて

1. はじめに

川内北キャンパス構内へ自動車が入構する場合、一時的に入構する場合を除き、申請手続きにより、入構許可証・パスカード（以下「入構許可証等」）の交付しておりましたが、かねてよりお知らせしておりましたとおり、**平成29年度より有料化となり、入構負担金を納付頂き**、入構許可証等を交付することとなります。平成28年度に交付された入構許可書等の有効期限は平成29年3月31日（パスカードは平成29年4月10日）までですので、平成29年4月以降に引き続き自動車が入構が必要な方は、以下のとおりの取り扱いとなりますので、遺漏の無いよう、よろしくお願いいたします。

2. 入構許可種類及び申請資格

〔1〕 通常入構（入構負担金納付が必要）

- 1) 川内北キャンパスを主たる勤務地とする教職員で、**通勤距離が2km以上**の者のうち自動車による**通勤手当が認定**されている者。
- 2) 川内北キャンパスを主たる通学地とする**大学院博士課程後期3年の課程の学生**で、**通学距離が2km以上**の者。
- 3) 川内北キャンパスにおいて事業を行うことが認められている事業所（生協や受託研究及び共同研究等で川内北キャンパスを主たる勤務先とする民間企業）の職員で、通勤距離が2km以上の者。
- 4) 派遣労働者で、川内北キャンパスの部局等に派遣される者のうち、通勤距離が2km以上の者。
- 5) 例外対象者

以下の者は、上記申請資格に関わらず、入構許可（通勤・通学用）を与える場合がありますので、会計係までお問い合わせください。

- 1) 身体等が不自由な者
- 2) 妊娠、育児、介護に係る送迎のため、自動車の使用が必要な者
- 3) 職務、学務上、公共交通機関を利用出来ないため自動車の使用が必要な者
- 4) その他、特別な事情により自動車の使用に相当の理由があると認められる者

〔2〕 特別入構（入構負担金納付不要）

- 1) **他のキャンパスを主たる勤務先とする教職員**で、授業、研究活動、会議等のためやむを得ず自動車川内北キャンパスへ入構する必要のある者
- 2) **他のキャンパスを主たる通学先とする学生**で、授業、研究活動のためやむを得ず自動車川内北キャンパスへ入構する必要のある者
- 3) 川内北キャンパスを主たる勤務地とする教職員で、他のキャンパスでの授業、研究活動会議等の移動手段として自動車を利用するため、やむを得ず**臨時に**自動車川内北キャンパスへ入構する必要のある者
- 4) 本学が委託する業務に従事する者
- 5) 本学への納品用務のため川内北キャンパスへ入構する業者等

[3] 一時入構（入構負担金納付不要）

川内北キャンパスに緊急又は一時的な用務により自動車が入構する必要がある者で、通常入構又は特別入構の許可を受けた者以外の者です。事前の手続きは必要ありません。入構の都度、入構窓口（教育・学生支援部学務調達管理係）で一時入構許可の手続きを行うこととなります。

4. 入構許可申請手続き

◆以下の申請書様式を国際文化研究科会計係へ提出してください。

[1] 通常入構・・・別紙第1号様式 入構許可（通勤・通学用）申請書

[2] 特別入構・・・別紙第2号様式 特別入構許可申請書（職員・学生用）

別紙第3号様式 特別入構許可申請書（業者用）

※入構許可証等を発行後、内容に変更・入構が不要になった場合は、別途申請が必要となりますので、会計係まで連絡願います。

5. 入構許可申請書提出先、提出期限

提出先：国際文化研究科会計係

提出期限：平成29年3月24日（金）

※期限以降も随時、申請書の提出を受け付けますが、発行が遅れる場合がございますので、ご了承願います。

6. 入構許可料金

◆通常入構により入構の許可を受けた者は以下の入構負担金を納める必要があります。

・教職員、事業所の職員、派遣労働者 月額 1,000円

・大学院生（博士課程後期3年の課程）月額 500円

◆支払方法

①教職員については、毎月の給与からの天引きにご協力ください。

※やむを得ない事情により一括前払いを希望する場合は会計係までご相談ください。

※初回分の給与天引きについては、申請のタイミングにより、入構開始月の翌月に2か月分が引き落としになる場合があります。

※非常勤職員の場合、給与支給は実績月の翌月支給のため、初回のみ2か月分が引き落とし（5月給与支給時に4月分及び5月分の負担金が天引き）されますので、予めご了承願います。

②事業所の職員、派遣労働者及び大学院生については、現金一括前払いのみとなります。

※現金納付の際は、必ず釣り銭のないようご準備ください。

7. 許可証等交付期間

・平成29年3月30日～平成29年4月10日 9:00～16:00（予定）

※許可証等発行作業完了後、メールにて連絡致しますので、会計係までお越しく下さい。

※現金一括前払いの方は、上記交付期間内に現金をご準備のうえ、会計係までお越しく下さい。

8. その他

1) 以下の自動車で入構する者については、上記の入構許可条件、一時入構、入構負担金に関する定め^{の適用外}とします。

- ・本学が所有する自動車
- ・消防車等の緊急自動車
- ・清掃車、郵便・新聞等の配達用自動車
- ・タクシー等
- ・植物園に入園するために構内へ入構する自動車

2) 川内北キャンパス、川内南キャンパス（植物園）、川内南キャンパス（植物園以外）の**相互間の乗り入れは原則として認められません**。入構許可された利用駐車場構内のみ入構許可証の交付を受け、入構することが出来ます。

3) 遵守事項

川内北キャンパスに自動車で入構し通行する者は、以下の事項を遵守願います。

- ・歩行者の安全を守り、構内に設置する道路標識等に従って運転すること。
- ・入構許可証を車両のフロントガラス内側の確認しやすい位置に掲げること。
- ・駐車後は、構内での移動には原則として自動車を使用しないこと。
- ・みだりに警笛音を発し、又は空ふかし音等を発する運転をしないこと。
- ・入構管理業務に携わる者の指示に従うこと。
- ・入構許可証の貸与若しくは譲渡又は記載事項の書き換えをしないこと。
- ・駐車場以外の場所に駐車しないこと。

4) 入構手続きルールに違反した者に対しては、入構許可の取り消し、退去指示その他必要な措置を講じるものとします。